

住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税減額規定の適用申告書

令和 年 月 日

鏡野町長 殿

住所

納税義務者フリガナ

氏名

個人番号
(法人番号)

電話番号

(法人の場合は、所在地、名称、法人番号、代表者氏名及び電話番号)

地方税法附則第15条の9 第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅及び専有部分に対する固定資産税の減額について、鏡野町税条例附則第10条の3 第10項・第12項の規定により次のとおり申告します。

家屋の所在	鏡野町	家屋番号		家屋の種類	
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日	熱損失防止改修工事が完了した年月日	年 月 日
熱損失防止改修工事に要した費用	円		左記費用に充てる補助金等の額	円	
区分所有に係る家屋以外の家屋	総床面積 m ²	内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)	特定居住用部分(A-B)
		居住部分	m ²	m ²	m ²
		非居住部分	m ²		
区分所有に係る家屋 (区分所有面積 m ²)	左のうちの専有面積 m ²	専有面積の内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)	特定居住用部分(A-B)
		居住部分	m ²	m ²	m ²
		非居住部分	m ²		
熱損失防止改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由					

- ※添付書類
- ① 熱損失防止改修工事証明書
- ② 省エネ改修工事に要した費用を証明する書類(工事契約書、領収書 等)
- ③ 補助金等の額が確認できる書類(補助金等交付決定通知書等)
- ④ 工事図面及び改修工事箇所の写真(改修前、改修後のもの)
- ⑤ 納税義務者の住民票の写し(町外在住の方のみ)
- ⑥ 長期優良住宅認定通知書の写し(改修工事により長期優良住宅に該当することとなった場合)

※備考

現在新築住宅に係る軽減措置又は耐震改修に伴う減額措置等(バリアフリー改修を除く)の適用を受けている場合は、この減額措置の適用を受けることはできません。

住宅の熱損失防止(省エネ)改修に伴う固定資産税減額規定の適用申告書

令和 7 年 4 月 1 日

鏡野町長 殿

納税義務者

住 所 岡山県苫田郡鏡野町竹田660

フリガナ カガミノ タロウ

氏 名 鏡野 太郎

個人番号
(法人番号) 123456789101

電話番号 (0868)54-2985

(法人の場合は、所在地、名称、法人番号、代表者氏名及び電話番号)

地方税法附則第15条の9 第9項又は第10項に規定する熱損失防止改修住宅及び専有部分に対する固定資産税の減額について、鏡野町税条例附則第10条の3 第10項・第12項の規定により次のとおり申告します。

家屋の所在	鏡野町 竹田 660		家屋番号	660番		家屋の種類	居宅	
建築年月日	H25年 4月 1日		登記年月日	H25年 4月 1日		熱損失防止改修工事が完了した年月日	R7年 4月 1日	
熱損失防止改修工事に要した費用		700, 000 円		左記費用に充てる補助金等の額		100, 000 円		
区分所有に係る家屋以外の家屋	総床面積 100 m ²	内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)		特定居住用部分(A－B)		
		居住部分	100 m ²	0 m ²		100 m ²		
		非居住部分	0 m ²					
区分所有に係る家屋 〔 区分所有面積 m ² 〕	左のうちの専有面積 m ²	専有面積の内訳	床面積(A)	左のうちの貸家部分(B)		特定居住用部分(A－B)		
		居住部分	m ²	m ²		m ²		
		非居住部分	m ²					
熱損失防止改修工事が完了した日から3か月を経過した後に申告書を提出する場合には、3か月以内に提出できなかった理由								

※添付書類

- 熱損失防止改修工事証明書
- 省エネ改修工事に要した費用を証明する書類(工事契約書、領収書 等)
- 補助金等の額が確認できる書類(補助金等交付決定通知書等)
- 工事図面及び改修工事箇所の写真(改修前、改修後のもの)
- 納税義務者の住民票の写し(町外在住の方のみ)
- 長期優良住宅認定通知書の写し(改修工事により長期優良住宅に該当することとなった場合)

※備考

現在新築住宅に係る軽減措置又は耐震改修に伴う減額措置等(バリアフリー改修を除く)の適用を受けている場合は、この減額措置の適用を受けることはできません。